

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

January, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

新年あけましておめでとうございます。

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なごみグループ一同、皆様にご満足頂ける『どっかん!』と精一杯のサービスを心がけてまいりますので、
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

平成 27 年度税制改正大綱

平成 26 年 12 月 30 日に平成 27 年度税制改正大綱が発表されました。

主要な改正は下表のとおりになります。

税制改正大綱とは・・・

翌年度の税制改正法案（翌年度以降の増税・減税、新しい税の仕組みなど、税制の具体的内容を網羅したもの）を決定するのに先立って、与党や政府が発表する税制改正の原案になります。

分類	項目	概要
法人 関係	法人税実効税率引下げ	平成 28 年度までに 3.29% 引下げ（裏面参照）
	中小企業等の軽減税率の 2 年延長	所得金額 800 万円以下に適用される軽減法人税率 15% を 2 年延長
	外形標準課税の段階的な拡充	法人事業税に占める割合を 2 年で 2 倍に拡充
	地方拠点強化税制の創設	東京からの移転や地方企業の拡充による地方拠点強化に対するオフィス投資減税等の創設
	所得拡大促進税制の要件緩和	給与総額の増加率要件を 5% 増から 3% 増へ引下げ（中小企業の場合）
	グリーン投資減税の 1 年延長	風力発電設備を取得した場合の即時償却の 1 年延長
個人 関係	贈与税の非課税制度拡充	結婚・出産資金の非課税贈与制度の新設（裏面参照）
	住宅取得資金贈与の延長、拡充	住宅取得資金贈与の適用期限を平成 31 年 6 月末まで延長、非課税限度額を最大 3,000 万まで引上げ
	住宅ローン減税の延長	住宅ローン減税の適用期限を平成 29 年末から平成 31 年 6 月末まで延長
	少額投資非課税制度（NISA）の拡充	非課税限度額を 100 万円から 120 万円に引上げ、未成年者版 NISA の新設
	軽自動車税にエコカー減税適用	環境性能に優れた軽自動車に対するエコカー減税の導入
	ふるさと納税減税対象上限の拡充	減税対象寄附限度額が住民税の 1 割から 2 割へ引上げ

平成 27 年度税制改正大綱ピックアップ

【法人関係】

法人実効税率の引き下げへ

実効税率を現行の 34.62% から、平成 27 年度に 2.51% 下げ 32.11% とし、28 年度に 0.78% 引き下げ 31.33% とする。(外形標準課税での実務税率による)

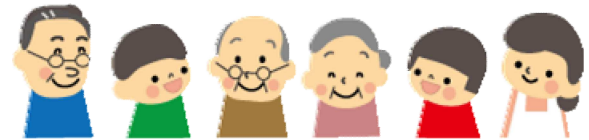
その後の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。

海外各国との立地競争力を比較する観点から

今回の税制改正により、日本(東京都ベース)の実効税率はフランス(33.33%)より低くなる。法人実効税率が引き下げられることで、法人実効税率が引き下がらない場合に起こりうる更なる生産拠点等の海外移転を押しとどめる。

経済の好循環の実現へ

税率の引き下げによる企業収益の拡大を賃上げ、設備投資や下請、中小企業の取引条件の改善に結びつけ、デフレの脱却を確実なものとする。



【個人関係】

贈与税の非課税枠拡大へ

結婚、出産、育児による資金(内容は国が定める一定のものに限る。詳細は未定)を子や孫にまとめて贈与する場合、平成 27 年 4 月から 1 人当たり 1,000 万円まで贈与税が非課税になる。(結婚に際して支出する費用については 300 万円までを限度とする。)

注意点として

お金を金融機関に信託して譲り渡す場合に限る。

贈与を受けた子や孫が 50 歳までに使い切らなかった場合、残金に贈与税が課される。

期間中に贈与者が死亡した場合、残額は相続税の課税価格に加算される。また、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡大、去年始まった NISA(少額投資非課税制度)は親などが管理する条件付きで未成年でも口座が開ける。

なお、詳細な内容につきましては、自民党のホームページ(参照アドレス http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf)にてご確認ください。弊社までお問い合わせください。

(文章担当：鈴木、吉田)

贈与税の非課税枠

結婚、出産、教育費用(新設)		
27 年	4 月から	1,000 万円
住宅資金(エコ住宅の場合)		
27 年	1 月から	1,500 万円
28 年	1 月から	1,200 万円
	10 月から	3,000 万円
教育資金(延長)		
31 年	3 月末まで	1,500 万円
NISA の非課税枠		
ジュニア NISA(20 歳未満)		
28 年	1 月から	80 万円

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますので是非挑戦してみてください!

Q. かってもらったのに、お金を払うところはどこ?

先月の答え・・・0 ライオンは肉食なので、草は食べません。